

平成 24 年第 10 回教育委員会定例会記録

平成 24 年 6 月 13 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 24 年 6 月 13 日 (水) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 05 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助、 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教 育 改 革 担 当 部 長 玉山 雅夫
生涯学習スポーツ 担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂
教育委員会 事務局 参事 田中 哲 庶務課長 北風 進
教育企画課長 筒井 鉄也 学務課長 日暮 修通
特別支援課長 末久 秀子 学校支援課長 青木 則昭
学校整備課長 喜多川 和美 生涯学習 推進課長 濱 美奈子
スポーツ 推進課長 高橋 光明 済美教育センター 田中 稔
済美教育センター 統括指導主事 飯塚 善行 済美教育センター 出町 桜一郎
中央図書館 次長 堀川 直美 特命事項担当副参事 (子供園担当副参事) 正田 智枝子
特命事項担当副参事 (子供園担当副参事) 寺井 茂樹

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 53 号 「杉並区教育ビジョン 2012 推進計画」の策定について
- 議案第 54 号 「杉並区学校教育職員の人材育成・任用方針」について
- 議案第 55 号 杉並区学校希望制度の見直し方針について
- 議案第 56 号 「就学前教育振興方針(案)」について

(報告事項)

- (1) 平成 24 年度小・中学校への学校司書の配置について
- (2) 平成 24 年度学校基本調査速報
- (3) 東京都における新しい公共支援事業を活用した N P O 等活動支援の推進について
- (4) エコスクール事業の見直しについて
- (5) 「すぎなみしゃべり場」事業の運営委託について
- (6) 図書館サービスの変更について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案	
議案第 53 号 「杉並区教育ビジョン 2012 推進計画」の 策定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第 54 号 「杉並区学校教育職員の人材育成・任用方針」に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第 55 号 杉並区学校希望制度の見直し方針について・・・・・・・・	11
議案第 56 号 「就学前教育振興方針（案）」について・・・・・・・・	14
報告事項	
(1) 平成 24 年度小・中学校への学校司書の配置について・・・・・・・・	18
(2) 平成 24 年度学校基本調査速報・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(3) 東京都における新しい公共支援事業を活用した N P O 等活動 支援の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(4) エコスクール事業の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(5) 「すぎなみしゃべり場」事業の運営委託について・・・・・・・・	27
(6) 図書館サービスの変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	28

委員長 今日は撮影の申し出があるということでございますので、この会議が始まる前の時間で、カメラの撮影をお願い致します。そして、これは冒頭だけですので、会議が始まりましたら録音・録画はしないということをお願い致します。それでは撮影の方はどうぞよろしくお願いいたします。

(カメラ撮影)

委員長 よろしゅうございますか。それでは平成 24 年第 10 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事に入ります。本日の議事日程はご案内のとおり、議案が 4 件、報告事項が 6 件でございます。

日程第 1、議案第 53 号の審議に入ります。「『杉並区教育ビジョン 2012 推進計画』の策定について」を上程し、審議いたします。特命事項担当参事から説明をお願いいたします。

特命事項担当参事 それでは私から「『杉並区教育ビジョン 2012 推進計画』の策定について」、ご説明いたします。

本件については、昨年度末の 3 月 28 日の教育委員会で、案の策定についてご決定いただきました。大変ありがとうございました。その後 30 日間の区民等の意見提出手続を実施いたしまして、今般、その結果等を踏まえて、正式に策定するものでございます。

それでは、資料に基づいてご説明いたしますので、鏡文の方をご覧ください。まず 1 のところでございますが、区民等の意見提出手続の実施状況でございます。記載のとおり、中ほどにございますが、16 件 40 項目の意見をちょうだいいたしました。個人が 16 件、延べ 40 項目ということでございます。

次に、2 の提出された意見と教育委員会の考え方でございますけれども、別紙 1 という 4 枚つづりの紙がございますが、こちらの方をご覧ください。このつづりの中に、いただいた意見、それから教育委員会のそれに対する考え方を全てまとめてございます。

そのうち、網かけの部分がございます。まず 1 ページ、それからめくっていただくと 2 ページ目。それからちょっとめくっていただくと 6 ペ

ージ目から7ページにかけてですが、この3カ所が区民の意見等を踏まえて修正をするところでございます。それ以外のところ、白地のところは教育委員会の考え方をお示しした内容でございます。

それからもう1枚、別紙2という紙がございますが、こちらにはパブコメ意見等を踏まえての修正3項目と、それからパブコメにはよらない修正9項目を示しております。この計12カ所を修正して、今回作成をしたいということでございます。

それでは別紙2に基づきまして、修正する3カ所を簡潔に説明いたしますので、別紙2をご覧いただきたいと思っております。まず、ページで言うと1ページのところですが、第1章の計画の改定についての記述の部分について、「2年ごとの改定を基本とします」という当初の案がありましたけれども、その意味が少しわかりづらいというご指摘がありました。これに対しまして、より具体的に記述をしまして、記載のとおり「2年目に見直しを行い、次の3か年を計画期間とする新たな計画を策定することを基本とします」ということで、少し具体的にご説明をするようにして、記述をしました。

それから、2つ目が6ページのところで、これは第2章の目標Ⅱにあたる場所なんですけど、学校図書館についての記述がありました。「読書センター」「学習情報センター」という言葉が出てくるのですが、その意味がよくわからないのでというご指摘がありましたので、記載のとおり、それぞれのセンターの役割を少し説明いたしました。ちょっと読み上げますと、「学校図書館が子どもたちの読書習慣を培う『読書センター』や学習活動を支える『学習・情報センター』としての機能を発揮し、子どもたち一人当たりの」というふうに、少し、ここも説明を丁寧に加えました。

それから、3カ所目が38ページの第3章の目標Ⅵのところになるんですけども、これは地域づくりは教育機関だけではできないんで、地域活動にかかわる施設を含めた表現を少し工夫してほしいというようなご指摘でした。それに対しまして、記載のとおり、アンダーラインのところですが、「区民相互の『かかわり』と『つながり』を重視した各種生涯学習事業の効果的な実施と地域コミュニティ支援や地域活動推進にかか

わる部署との連携」ということで、ご指摘のような趣旨を踏まえて修正をさせていただきます。

そのほか、パブコメによらない修正は9項目でございまして、2のところで裏面までちょっとかかっているのですが、主に指標にかかわる現状値の修正であるとか、あるいは簡易な文言修正などで、記載のとおり、裏面にかけて9項目修正をさせていただきます。なお、指標の現状値がいろいろなところに出てくるのですが、ほとんどが23年度末ということで、実績が直近のものになっているんですけども、実は2カ所ほどがまだ調査が秋口にならないと終わらないというものがありまして、2カ所は指標の実績値、現状値が22年度末ということになっているものがございます。

それから、3番目です。修正後の推進計画（案）でございまして、別紙3として、ちょっと厚いつづりですけども、これが全文でございまして。こちらにつきましては、誠に恐縮ではございますけれども、内容につきましてはパブコメ案をご決定いただいた3月末の教育委員会で全般的にご説明をいたしましたので、本日は大変恐縮ですが、省略をさせていただきたいと思っております。

先ほど申しあげました3項目の部分をパブコメによって修正、それから9項目、簡易な修正ですけども、パブコメによらない修正として修正させていただきます。

それから1枚目下面に戻っていただきまして、4番、今後の主なスケジュールでございまして、来週6月18日の文教委員会に報告をいたしまして、7月1日に広報すぎなみ・ホームページ等により公表をいたします。先ほど説明いたしました、いただいた意見に対する教育委員会の考え方全てを含めて、7月1日から30日間、パブコメの結果についてはパブコメをいただいたときと同じ場所で、内容を公表していきたいと思っております。

以上、雑駁ですけども、私からの説明でございまして。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましょうか。

私が伺います。別紙2のパブリックコメントで修正を行った3項目はわかりやすくなっているんですが、一番最初の1ページのところは要するに「2年ごとに」というのを「2年目に見直しを行い」ということですけれども、いわゆるローリングシステムで切り替えていくということですね。

特命事項担当参事 いわゆるローリングシステムです。

委員長 わかりました。

それからもう一つはスケジュール、一番おもての予定表ですけれども、6月18日に文教委員会に報告をして、区議会で承認されれば、この(案)というのがとれて、これで成立ということですか。

特命事項担当参事 そこは少し違いまして、あくまで正式決定はこの教育委員会でございます。

委員長 では、またこちらに戻ってくるということですか。

特命事項担当参事 いえ、今日、ご審議いただいて、ご決定いただければ、これは、推進計画はここで決定します。

委員長 それでは文教委員会には報告するのみということですか。

特命事項担当参事 あくまでも事務局が報告をするということですか。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

何かございますでしょうか。もう内容については何回もはかられましたので、大体わかっております。結構でございます。それではよろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは異議がございませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次は議案第54号「『杉並区学校教育職員の人材育成・任用方針』について」を教育人事企画課長から説明をお願いいたします。

教育人事企画課長 私の方から「『杉並区学校教育職員の人材育成・任用方針』について」ご説明を申し上げます。

昨年度より事務局内に「杉並区学校教育職員のあり方検討委員会」を設置いたしまして、区費教員の役割や育成等について、検討を行ってまいりました。そして、その検討結果を踏まえまして、2枚目にございま

す記載のとおり、概ね今後 10 年間を見据えた方針を定め、具体的な取り組みに着手してまいりたいと考えております。

では、ご説明を申し上げます。人材育成・任用方針を大きく 3 つの構成でまとめました。1 点目は、区費教員の配置による幅広い施策展開について。2 点目は、区費教員の育成について。3 点目は人事・任用制度等の整備についてでございます。

まず、区費教員の配置による幅広い施策展開といたしまして、1 つ目は 30 人程度学級の実施を区費教員の配置による施策の中心と据え、今後とも、30 人程度学級を小学校全学年において実施してまいりたいと考えております。

申し訳ございません。お手元の冊子の 3 ページをお開けいただけますでしょうか。中段以降にございます表のとおり、本年度は 24 年度のところでございますが、114 名の区費教員を任用しており、そのうち 43 名を 30 人程度学級実施のために配置をしているところでございます。

では、元に戻っていただきたいと思っております。2 つ目になります。昇任選考により、主任教諭、主幹教諭、指導主事及び副校長として任用し、効果的な配置を図ってまいりたいと考えております。直近で申し上げますと、まず平成 26 年度に主任教諭選考の実施をすることとなります。

そして 3 つ目ですが、小中一貫教育の推進を図るため、中学校教諭普通免許状を持つ区費教員の中で、中学校への配置を希望する者に対して、中学校への配置を可能とする制度を創設したいと考えます。希望者に対しては適正選考を行い、区教育委員会が認めた者に対して、本制度を適用するものとしたいと考えております。

次に、区費教員の育成についてでございます。まず、人材育成の重点といたしまして、記載のとおり 4 点を掲げました。学校経営を担う人材、教育行政を担う人材、学校運営及び教育指導の中核を担う人材、そして区の施策の推進を担う人材でございます。そして、それらを踏まえ、研修制度を整備いたします。

申し訳ございませんが、もう一度、冊子の 12 ページをご覧くださいませでしょうか。上段の表にそれぞれの重点に合わせた研修制度等を整備することといたします。既に中学校の実務研修は今年度 7 名、教育行政

実務研修は1名の教員が行っており、確実に力をつけているところがございます。

では、再び元にお戻りいただけますでしょうか。育成の2つ目として、現在も定期的に行っております「杉並区学校教育職員連絡会」を通して、必要な情報提供を行うとともに、研修等も計画的に実施をすることとしたいと考えております。

では、裏面でございます。最後に、人事・任用制度等の整備についてご説明をいたします。区費教員にかかる人事・任用制度につきましては、区独自で確立できるものにつきましては順次、進めていくこととしておりますが、一方で、国の動向や都との調整を踏まえたうえで確立していかなければならないものがございます。今後、解決すべき課題として、3点を掲げました。

まず、教職員人事権の委譲についてでございます。これにつきましては、引き続き、国に対して求めてまいりたいと考えております。

2つ目は校長への登用制度を確立し、県費負担教職員、いわゆる都費の教員としての身分を取得させる人事交流等の方法について、都との協議を続け、実現を図ってまいりたいと考えております。

そして、3点目は都が主催する研修等と同等の研修制度を創設するとともに、区独自の研修制度等を構築するよう検討を進めてまいりたいと考えております。また、現在、法定研修でございます10年経験者研修につきましても、都が主催する研修に区費教員が受講できるよう、都と調整を図ってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、文教委員会に報告後、具体的取組みに着手してまいりたいと考えております。現在114名の区費教員が各校で活躍をしております。今後、さらなる活躍を期すために、以上のように人材育成・任用方針を定め、具体的な取組みを行ってまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ございませうか。

對馬委員 師範館の卒塾生というのは、もう恐らく出ないというか、1回終わっていると伺っています。そうすると、小学校に最初手当てした人たちを、今年から中学にも多少行ってもらっています。この先それを拡

大するとした場合に、小学校の方は手薄になるということはないですか。大丈夫なんでしょうか。

教育人事企画課長 人事配置につきましては、任用とは全く別物として、選考は選考で行いますけれども、杉並区の中の、先ほど申し上げました30人程度学級を中心に据えながらというのは、第一の目的でございますので、それを踏まえながら、中学校へと拡大を図っていきたいと考えております。

委員長 他に何かございますか。これは、中学校の免状を持っている人に限られる。希望があったら、来年からやるんですか。何年度からやるのですか。

教育人事企画課長 本年度、この議案が承諾され次第、選考して、来年度に実施ができればというふうに考えております。

委員長 わかりました。今は中学校はいないんですね、区費教員は。

教育人事企画課長 はい。実務研修という形で指導は行っておりますが、中学校教員としての資格ではございません。

委員長 中学校の教員の免状を持っている人は何人くらいいるとわかっているんですか。

教育人事企画課長 お手元の冊子の9ページをご覧くださいませでしょうか。延べ68の免許状がございまして、複数持っている人間がおりまして、人数としては66人の教員が免許状を持っております。

委員長 そうですか。わかりました。ありがとうございます。

田中委員 すみません。結構希望している方は多いんですか。

教育人事企画課長 中学校ですか。まだ、具体的にここで提案していますので表面的には動きませんが、出てくるのではないかなというふうな推測はしております。

委員長 それで、中学校に行くと、今114人ですか。その方の小学校の分が減るわけですね。当然。

教育人事企画課長 そうです。今、114名。先ほど申し上げましたが、現在も中学校への実務研修は7名の者が行っておりまして、30人程度学級につきましては、確保しておる状況ですので、大きな変動はございません。

對馬委員 すみません。聞いていいですか。

都費の教員の方も、小学校から中学への異動というのはあるんですか。

教育人事企画課長 都費の場合は採用試験受けなおしをしなければなりません。

對馬委員 なるほど。わかりました。

委員長 よろしゅうございますか。それでは原案のとおりに可決してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議がございませんので、このとおりに可決いたします。ありがとうございました。

次は日程第3、議案第55号「杉並区学校希望制度の見直し方針について」を上程し、審議いたします。

学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から議案第55号につきまして、ご説明させていただきます。

本件については、先の教育委員会で方針案を決定いただいた後、区民等の意見提出手続きを4月11日から30日間実施したところでございます。今回はその実施結果を踏まえて、杉並区学校希望制度の見直し方針を策定するというものでございます。

まず、区民等の意見提出手続きの実施結果でございますが、総件数39件、延べ88項目のご意見をいただきました。その内容を別紙1にまとめましたので、ご覧いただきたいと思っております。

この中で網かけの部分、意見番号1と2をご覧ください。まず、意見番号1の児童の意思の尊重についてでございますが、小学校入学前の幼児には無理ではないかというご意見については、小学校入学時の現状に即した意見であることを踏まえて考慮する必要があると考えております。また、意見番号2の教育的配慮が必要とされる場合は、どのような場合か不明瞭というご意見についても、教育的配慮等はあくまで特色ある教育活動への志望動機の認定を意味するものでございますが、区民に対して、わかりづらいという印象を与えていることを踏まえ、先の意見番号1の意見とともに意見の趣旨を踏まえて、方針(案)を一部修正し、見

直し方針としたいと考えております。

具体的には別紙2をご覧くださいと思います。まず1のパブリックコメントに伴う修正でございますが、表の一番下、「新たな指定校変更認定及び承諾事由」のところの記載を、記載のように修正をさせていただいて、志望の際に保護者の助言や相談が反映できるものとし、また教育的配慮が必要とする文言についても削除して、わかりやすくいたしました。

続いて、表上段の3つの修正箇所でございますが、今、申しあげました「新たな指定校変更認定及び承諾事由」の一部修正に伴いまして、「見直し方針」で1カ所、「新たな仕組みの導入理由」で2カ所、記載のとおり一部修正を行ったところでございます。

続きまして、下の2、パブリックコメントによらない修正でございますが、表現の適正化を図るために、記載のとおり語句の修正をしたものでございます。

これらによる修正後の見直し方針でございますが、別紙3をご覧くださいと思います。主な内容は今、申しあげたように四角で囲んである、新たな指定校変更事由のところでございますが、「学校独自の特色ある教育活動や部活動への参加等、その学校を志望する強い動機が認められる場合」としたものでございます。

最後に今後のスケジュールについてでございますが、今回、教育委員会での審議を受けまして、文教委員会にその内容を報告する予定としております。

本議案についてのご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

まず、非常にテクニカルなことですが、一番最初の別紙1の網かけ部分というのは薄いものですから、よくわかりませぬね。1と2ですか。

学務課長 左側に番号が、意見番号と申しあげた、この1と2のところでございます。

委員長 これ薄いんですよね。ちょっと少し汚れているかなと。

学務課長 申し訳ございません。

委員長 わかりました。それからもう1つは、これも前にいろいろ伺いまして、意見を述べたこともありますので、内容をよく知っているのですけれども、実際にはこういうもの、窓口といいますか、受け付けるところで、どういうふうに対応するかというのが非常に大事で、言葉で書いてあっても、文章ではなかなかわからないです。実際に来た方にきちんと説明をしていただいて、納得いただけるように窓口の扱いをちゃんとしていただきたいと思うのです。それはこの文章とは関係がありません。何かございますか。

田中委員 すみません。3年間の経過措置がとられているのですけれども、上限枠の中で、やはり個人の希望を尊重して、希望をとっていくという形を毎年とっていくのですね。30人、30人、20人という上限枠の中で。

学務課長 資料の2をご覧くださいますと、まず上限枠が設定されておりますのは、学校希望制度、現行制度の枠でございます。したがって、今後、導入していく新たな指定校変更事由については、他の変更事由と同様に、基本的に人数の枠は設けておりません。ただ、学校としてのキャパシティというのがございますので、それを超えることはございませんが、基本的には個別の事情をちゃんとお聞きした上で、さっき委員長がおっしゃったように、事情によく鑑みて判断をさせていただくというふうに考えております。

対馬委員 わかりました。その学校としてのキャパシティを当然考えるということになると、やっぱり委員長がおっしゃったように窓口での対応というのは慎重にして、そこで決めていくということですよ。

学務課長 窓口ではまず最初に、その方のご申請、申し立ての理由をよく聞かさせていただいて、実はお書きいただくのですが、なかなか書くだけではその事情がよく把握できないというのがございますので、お聞かせいただいた後、例えば当該校とか、その事情がわかるところに照会をかけたりして、その事実関係をはっきりした上で、その判断をさせていただきたいというふうに思っています。

したがって、通常であれば申し立てをいただいてから、およそ2週間程度の時間をいただいて、判断をさせていただいているというのが

現状でございます。

田中委員 それは納得いくように、きちっと説明をなさっていますか。

学務課長 私どもとしては、例えばご事情によっては、残念ながらお認めすることはできないというケースも出てきます。その場合も含めて、よくお話をさせていただいて、ご理解いただいたうえで指定校の方に行っていただくという形をさせていただいております。

宮坂委員 その説明はどなたがするのですか。

学務課長 基本的には学務課の職員が。

宮坂委員 学校側ではないのですね。

学務課長 はい。指定校の変更の事務については学務課が所管しておりますので、学務課の方でお話をさせていただいております。

委員長 よろしゅうございますか。

では、これは原案のとおり可決してもよろしゅうございますか。異議はございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議はありませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次は議案第 56 号です。「就学前教育振興指針(案)」についてでございます。これは特命事項担当副参事から説明をお願いいたします。

特命事項担当副参事 私からは議案第 56 号「就学前教育振興指針(案)」についてご説明いたします。まず、指針(案)の本編により、その概要をご説明いたしますので、恐れ入りますが、冊子の後ろから 3 枚をめくっていただいた、資料の 1 ページにございます検討委員会委員名簿をご覧ください。

本指針は私立の保育園、幼稚園、それぞれの代表の方を含め、名簿に記載のメンバーで検討を進めてまいりました。

次の 3 ページの策定経過にありますように、平成 22 年 11 月からこれまで 11 回にわたって検討を進め、今般、これまで(仮称)就学前教育振興ビジョンとしていた名称を、就学前教育振興指針(案)としてまとめたところです。

続いて、前に戻っていただきまして、本編の 1 ページをお開きくださ

い。Ⅰとしてこの指針の策定の背景・趣旨でございます。就学前の教育は家庭教育を基盤としておりますが、保育園や幼稚園など乳幼児が生活する全ての場面で行われる重要な取り組みであることから、区が区内の家庭、地域、幼児育成施設と連携・協力して、就学前教育の振興を図るためのよりどころとして、本指針を策定するものでございます。

次に2ページをお開きください。Ⅱ、指針の位置づけ・期間ですが、区の就学前教育の総合的な指針であり、各種行政計画並びに毎年度の予算に基づき、その具体化を図ってまいります。期間設定につきましては、杉並区基本構想及び杉並区教育ビジョン2012との整合を考慮して10年間としてございます。

Ⅲの杉並区の就学前教育をめぐる状況につきましては、記載のとおり家庭、地域、幼児育成施設、あるいは小学校入学後の状況など大きな視点でまとめてございます。

4ページをご覧ください。Ⅳ、杉並区の目指す「就学前の子どもの姿」については、前章の状況を踏まえ、小学校入学前にどのような子どもに育ててほしいのか、身につけてほしいことを共通認識するよう、教育ビジョンの考え方と整合を図りつつ、5つにまとめています。

また、5つの子どもの姿をよりイメージしていただけるよう、それぞれ小さな黒ポチの点で具体的な姿を示しています。

5ページに図示をしていますように、豊かな人間性と生きる力の基礎を育む就学前教育の振興を図ることを通して、区の目指す就学前の子どもの姿の実現を目指してまいります。

6ページをお開きください。Ⅴ、目標と取り組み方針です。就学前の子どもの姿を実現するためには、家庭、地域、幼児育成施設がそれぞれの持つ教育機能をしっかりと果たしていくことが重要であり、区は各々の連携、協力のもと、全ての子どもと子育て家庭を支援していくという観点から、それぞれの目標を掲げていきます。

そして7ページから10ページは、これらの目標達成に向けた区の実施の方針を示しています。それぞれの主な取り組みについては、取り組み方針に基づく具体的な事業であり、区はこれらの取り組みを通して、家庭、地域、幼児育成施設の支援に努めてまいります。

11 ページをご覧ください。VI、就学前教育の振興に向けてですが、区は本指針を広く関係者に周知して、指針に基づく取組みを着実に進めてまいります。また、教育委員会と区長部局が緊密に連携し、これまで以上に組織横断的な取組みを進めてまいります。

今後のスケジュールですが、議案書に添付してございますA4、1枚の鏡の資料をお手元にお願ひします。裏面の3に記載したとおりでございますが、平成24年6月中旬から7月中旬まで、公立・私立の保育園・幼稚園等から意見聴取を行い、7月中旬から30日間のパブリックコメントを実施いたします。また、加えて8月中旬までに学識経験者の方のご意見をいただき、これらの幅広い方々からのご意見を踏まえて、必要な修正等を図ったうえで、9月中旬に指針を策定し、公表していく予定でございます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

こういう問題を処理していく中核は、特命事項担当副参事のところでおやりになるのですか。

特命事項担当副参事 はい。中核となるのは、教育委員会におきましては済美教育センター。保健福祉部におきましては、子供の担当ということになります。私、特命事項担当は両方に属しておりますのですが、私もその中核の1人ということでございます。

委員長 では、一番手っ取り早いのは、済美教育センターということですか。

特命事項担当副参事 就学前教育担当係長がおりますので、そちらの方にお願いいたします。

委員長 何かございますか。

宮坂委員 よろしいですか。ちょっと基本的な問題なのです。私も勉強不足かもしれませんが、就学前教育というのは今の段階では幼稚園と保育園がありますよね。幼稚園の先生と保育園の先生というのは資格が別なのです。幼稚園は文科省ですから大丈夫。向こうは厚労省ですよ、たしか、保育園の方は。この辺の兼ね合いというのは法的には問題ないのですか。

特命事項担当副参事 幼稚園・保育園それぞれで、いわゆる幼児教育、就学前教育を進めてございますけれども、保育園で……。

宮坂委員 子供園というのはどちらになるのですか。

特命事項担当副参事 区立の子供園は幼稚園の認可を継承していますので、幼稚園ということになりますが、保育士も入っております、担任として参加しております。

委員長 中央がいろいろ混乱しておりますから、いずれにしてもまだ決まらないのですけれども、今の考え方だと、自民党、公明党に民主党も歩み寄って、認定子ども園の形でいくということになっていきますから、やがて一本化されるということなのでしょうね。

他に何かございますか。

事務局次長 委員長、すみません。ちょっと誤解があるとあれなので。現在、国会において議論されています、子ども園を一本化するかというような話で、若干提案されているのが頓挫しているような形で、従来ある認定子ども園を拡充するというような方向に流れているようですが、議論の帰趨にかかわらず、杉並区でやっている子供園というのは独自の施策でやっているものでございますから、法がどのように変わっても基本的には今やっている形態というのは変わりません。

保育の指導指針と幼稚園の指導要領、これは大体8割ぐらいは重なっておりますので、そこにおいては、幼稚園の認可をそのまま置きながら現在の子供園は、その教育の部分、それから保育の部分を保育士とそれから幼稚園教諭、2人が1つの教室に入ってやっているという状態で、独自の制度で編み出しているということでございます。一応、そういったところで位置づけとしてやっております。

委員長 それはわかりますけれども、それは今の状態であって、法律ができて、縛り方が変わってくればまた変わると私は思います。そのことについては。

事務局次長 それがどのように区の中に影響及ぼすかが今後の状況にもよりますが、今、現況のままであれば、状態は変わらないということです。

委員長 現行はそうだと思います。

他に何かございますか。

對馬委員 教育委員会だけではなくて、他の部局と連携して、こういうのに取り組むのはいいことだと思います。1つ、就学前の学びが小学校へ円滑に接続していける、就学前の学びというのは、どういう学びの部分。いわゆる、しつけみたいな身の回りのことか、もっと学習的なことをいうのか、そこを教えていただいてもいいですか。

済美教育センター所長 就学前の部分の保育園であっても、幼稚園教育の部分であっても、基本は小学校という上位の学校について、例えば社会性であっても、心の教育であっても、あるいは学力の部分の基礎・基本の部分であっても、その基盤は就学前の教育にあるということですので、それらを全て含んでということですから、例えば規範意識に特化してやるとか、そういう意味ではございません。

對馬委員 要するに、例えば、平仮名を幼稚園で全員に教えるとか、そういう意味ではないということですよ。その年齢で必要な身につけることを学ぶということですよ。

済美教育センター所長 そのとおりでございます。幼稚園教育要領、あるいは保育指針に述べられているところも、そこについて示されておりますので、それを踏まえたものになっております。

特命事項担当副参事 これはこの指針の中にございます。4ページにございます杉並区の目指す就学前の子どもの姿、この5つの姿、基本的な生活習慣を身につけた子どもに始まりまして、やさしさや思いやりの心を持ち、友だちと協同して遊ぶことができる子ども、この5つの姿を就学前に実現することというふうに考えております。

委員長 本来、これは改めて書くまでもなく、ずっと今までもやっていたことですよ。

よろしゅうございますか、これについては。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がございませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは続いて、あとは報告事項です。(1)平成24年度小・中学校への学校司書の配置について、これについて教育人事企画課長からお願いいたします。

教育人事企画課長 私の方から、平成 24 年度小・中学校への学校司書の配置について、ご報告を申し上げます。

本年 4 月 11 日の教育委員会にてご報告いたしましたとおり、その後、採用選考を経て、6 月 1 日付で新たに 22 名の学校司書を採用し、配置をいたしました。これによりまして、既配置校 44 校と合わせ、区立小・中学校全 66 校への配置となりました。

本年度の応募の状況でございますが、2 に記載のとおり 22 名の募集に対し 62 名の応募がございました。書類選考を経て、面接選考を 34 名に対して実施をいたしました。

本年度の配置校につきましては、3 に記載のとおりでございます。

今後は済美教育センターと連携をとりつつ、学校司書の資質向上に向けた研修を計画的に実施するとともに、管理職に対して、学校司書の役割や活用のあり方等について、繰り返し指導、助言を行うことを通して、学校図書館運営の充実を図ってまいりたいと思います。

私からの報告は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見ございましょうか。

對馬委員 聞いてもいいですか。司書教諭免許を持っている方で司書資格を持っている方はどのぐらいいらっしゃいますか。

教育人事企画課長 司書教諭につきましては、11 学級以上の学校については各校 1 人ずつ配置をしております。

對馬委員 ごめんなさい。そうではなくて、この公募をした時に、司書または司書教諭または司書補ですよね。今回、採用された方の中で司書教諭免許を持っていらっしゃる方がどのくらいいるとかいうのは今、わかりますか。

教育人事企画課長 今はわかりません。後ほどご報告いたします。すみません。

委員長 6 月 1 日採用、配置と書いてありますけれども、何か特別な訓練をするようなことを前に伺いましたが。

教育人事企画課長 6 月 1 日には最初の研修ということで、服務から始まりまして、学校司書の活動内容について研修を行いました。実質は 6 月、

土日を挟んで4日の月曜日から学校の方には入っております。

委員長 よろしゅうございますか、これは。

(「なし」の声)

それではありがとうございました。

次、(2)は平成24年度学校基本調査速報です。ご説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは私の方から、平成24年度学校基本調査速報についてご報告させていただきます。

学校基本調査は、統計法に基づく基幹統計調査と位置づけられており、5月1日現在を調査期日として調査するものでございます。今日はそのうち、児童・生徒数の推移など区立学校にかかわるものについて、速報としてご報告するものでございます。

まず1ページ目をご覧ください。児童・生徒数の推移でございます。平成24年度の児童・生徒数は、小学校で18,039人と前年度に比べて118人減少し、約0.6%の減。一方、中学校では6,238人で、4人増加でほぼ昨年同様となっているところでございます。

次に2ページ目をご覧ください。外国人児童・生徒数の推移でございます。平成24年度では小学校で68人、児童・生徒数の0.4%、中学校では45人で、生徒数の全体の0.7%となっておりまして、国別に見てみますと、全体の6割以上が中国、韓国、フィリピンの児童・生徒となっているところでございます。

次に、3ページ目をご覧ください。こちらは帰国子女児童・生徒数の推移でございます。平成24年度は小学校で88人で、児童・生徒数の全体の0.5%、中学校では15人で、生徒数全体の0.2%の割合となっているところでございます。

続きまして4ページ、5ページをご覧ください。長期欠席児童・生徒数の推移でございます。まず、長期欠席児童・生徒数の定義でございますが、平成24年3月31日現在の在籍者のうち、平成23年度内で連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒数となっております。

平成23年度の長期欠席児童・生徒数は、小学校で127人となり、そのうち不登校が65人、中学校では183人で、そのうち不登校が174人とな

っております。なお、参考に年度末時点での不登校児童数等を比較していただきますと、平成 23 年度で小学校が、先ほど申し上げた 65 人から 49 人、中学校では 174 人が 140 人に減少しております。これは指導により登校できるようになった結果、年度末時点での不登校の人数が減少したものでございます。

次に、6 ページをご覧ください。中学校卒業者の進路状況の推移でございます。平成 23 年度は進学者が 2,113 人で、卒業者の 99.2% となっております。なお、上記以外の者の区分でございますが、23 年度は 14 人のうち、在家庭で進学予定者が 6 人、海外転出者が 6 人、家事、家業手伝いが 2 人となっているところでございます。

最後に 7 ページをご覧ください。区立幼稚園と子供園の園児数の推移でございます。24 年度は 513 人となり、前年度に比べ約 6% の減となっているところでございます。

以上、平成 24 年度学校基本調査速報についてご報告させていただきました。以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。ご質問、ご意見ございましょうか。

これは、この基本調査全部は国が決めている基本に則っているのですか。

学務課長 そのとおりです。ですから、全国調査でございます。

委員長 それが非常にわかりにくくて、表の枠のところなんか、途中で切れたり、現在数がどうなっているか、いろいろなことがよくわからないのですが、国はこんな調査で満足しているのですかね。

学務課長 基本的にはこれで全体推移を把握していらっしゃるのと、今のところです。

田中委員 すみません。4 ページの長期欠席児童数のその他というのはどんな理由なのですか。

学務課長 その他でございますか。すみません、あとでお答えします。

田中委員 結構多いですね。

学務課長 ちょっと多いですね。あとでご説明にあがります。すみません。

對馬委員 すみません。不登校の、確かに年度末になると減っているのだ

けれども、次の年度の調査になるとまた増えているというのは、どうして。年度初めになると、またクラスが変わったりして、行きたくなくなるとか、そういうことなのですか。

学務課長 確かにおっしゃるように、1年を通して見ると、やはり、これ1年を通していますので、4月当初にこの人数がいるという意味ではないと思います。1年を通して、断続もしくは連続して30日以上欠席した児童ということですので。ですから、4月当初に、年度末に下がったのにまた増えるという意味ではないと思います。

對馬委員 なるほど。わかりました。

委員長 そういうところがとてもわかりにくい。もう少しちゃんとした、わかりやすく、みんな見てすぐわかるような調査の方法にすべきだと思います。それは国がやっているのだからしょうがないですけども、とてもわかりにくいです。何回も私うかがったことがあります、なかなか納得できませんでした。

その他というの、親御さんがどんどん移動して、子どもと一緒に連れて動いていて、住所がはっきりしないとかそういうのも前に入っていたことがあると思います。

済美センター所長 先ほどのその他ですけども、こちらの方は病気の対応と、経済的な理由であるとか、不登校が混ざっているものをその他に計算しますので、そのような複合的な要因のものをその他として計算しております。なお、この他に、問題行動調査というものを毎年やっておりまして、そちらの方で、不登校にかかわっては、かなり分析的なものを示しておりますので、また8月、9月ぐらいにそれがこちらの方の公表年度の月になりますから、改めまして不登校のことにつきましてはご報告させていただきたいと思います。

委員長 わかりました。ありがとうございます。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

では、またその都度、伺うことにいたしまして、国全体ではなくて、杉並区としてどうなっているかというのが一番の関心ですから、またよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それではその次は、(3)東京都における新しい公共支援事業を活用し

たNPO等活動支援の推進についての説明を、学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 東京都が新しい公共支援事業として実施している、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」に申請したところ、24年度の事業として採択されましたのでご報告申し上げます。

まず「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」という制度について概略をご説明しますと、資料の一番下に参考として記載しましたが、国からの交付金を受けた都が基金を設置し、NPO等と行政が協働して、地域の諸課題を解決する先進的な取組みを行う事業をモデル事業として選定し、支援するものでございます。昨年度から実施され、杉並区においては、環境関係の団体と子育て支援グループの事業が選定された実績があります。

それでは事業についてご説明いたします。事業名は「地域みらいづくりネットワーク構築事業」です。目的及び実施主体は資料に記載のとおりでございます。この事業の背景といたしましては、高円寺地域はJR中央線を挟み南北にそれぞれ青少年育成委員会があり、商店街や町会、学校関係団体などがそれぞれ活動しています。最近では座・高円寺地域協議会が結成され、それを契機に地域一体型のイベントも増えてきましたが、地域全体で課題を話し合うような場がないのが状況です。

そこで子ども達やNPO団体などへのアンケートを行い、高円寺地域の課題を浮き彫りにし、課題を検討する過程を通して、これからの高円寺をつくる様々な団体のネットワークを構築していこうというものでございます。今後につきましては、2、今後の取扱方針に記載しましたとおり、ネットワークを構築することにより、地域の課題解決や次世代育成に向けた協働の取組みが継続的に行われるよう、環境整備を行います。また、現在、天沼中学校区でモデル事業として実施している0歳から15歳までの子育て・教育を地域ぐるみで行う、地域教育推進協議会設置につながるような調整を行っていききたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませうか。

これは1地域だけですか、高円寺だけですか。

学校支援課長 はい。高円寺地域を今回、その場として設定してございます。

委員長 1年間ということですか。

学校支援課長 そうでございます。東京都から1年間の事業補助金として150万円をいただいて、この事業体で実施します。

委員長 わかりました。

田中委員 では、いずれ地協推となっていくということは、中学校区にいずれ。

学校支援課長 今回の場合、中学校区は2つです。この育成団体も2つ、制度が2つございますので、もうちょっと広げた形でやっていければなというふうに考えております。

宮坂委員 高円寺地域を選んだというのは、何か特別な理由でもあるのですか。たまたまですね。

学校支援課長 この地域で事業体にも、今年、高円寺キャビネットという方たちが地域でいろいろ、PTAの方たちが中心なのですけれども、こういった動きがございますので、そこと教育委員会、区が協働しているということなので今回、取り上げたところでございます。

委員長 よろしいでしょうか、これは。

それでは、ありがとうございました。

その次は、(4)エコスクール事業の見直しについて、ご説明を学校整備課長からお願いいたします。

学校整備課長 お手元の資料と、それから報告書をお手元にご用意くださいますでしょうか。エコスクール事業につきましては、平成13年度の事業の開始から10年が経過いたしましたので、この間、普通教室へのエアコン設置による環境の変化もございました。これまでの取組みを検証し、今後の事業のあり方を検証してまいりました。

この度、検討結果がまとまりましたので、ご報告をいたしまして、今後、次のとおり事業を進めていくことといたします。

これまでの経緯でございます。報告書は2ページ、第1章にエコスクール事業の経緯と、3ページにこれまでの設置の状況について記載してございます。エコスクール事業は平成13年度以降、校庭芝生化、屋上緑

化、ビオトープなどを設置して、学校の緑化を進めてまいりました。平成 18 年度からは、これらに加えまして、庇・バルコニー、ナイトパージ、クールヒートトレンチ等の設置、また外断熱化を実施いたしまして、環境負荷を抑制しつつ、学習に望ましい教室内温熱環境を創出する施設づくりを実施してまいりました。

平成 20 年度には、夏季の暑さ対策のため、エコスクール化を十分行った学校に補助的な装置として、普通教室にエアコンを順次設置することといたしました。

平成 22 年度には、近年の都市部における夏季気温の異常な上昇や、新学習指導要領による授業時間数の増から、全ての小・中学校の普通教室にエアコンを設置いたしました。平成 22 年度にそのように取組みを決定し、23 年度に全ての普通教室にエアコンを設置してございます。

今後のエコスクール事業の方針、基本的な考え方でございます。報告書 3 ページ、第 2 章の 1、そして 4 ページ、6 ページには今後のエコスクールメニューの対応一覧を記載してございます。

基本的な考え方でございます。これまでエコスクール整備につきましては、主に「みどりの創出」と「建物自体の工夫」を組み合わせで行ってまいりました。「みどりの創出」につきましては、校庭緑化につきましては環境改善、教育的効果も高く、地域コミュニティの形成にも役立つことから、これからも引き続き地域・保護者の協力のもと進めていくとともに、屋上・壁面緑化、ビオトープについて、学校ごとの施設形態を踏まえながら進めてまいります。「建物自体の工夫」につきましては、設置されたエアコンをより効果的に活用していくため、高気密・高断熱化と自然通風に配慮した「省エネ施設」に重点を置いて、これまでのエコスクールメニューを再整理して進めてまいります。特に、地中熱を使ったクールヒートトレンチにつきましては、省エネルギーの観点からは有効でございますが、複雑なシステムでございまして、管理・運用にはきめ細かな対応が必要でございます。また、費用対効果などの面から今後は設置しないことといたします。

資料の裏面でございます。エコスクール事業の経費でございます。これは 7 ページの 4 に 1 校あたりのこれまでのメニューと、再整理後のメ

ニューの経費の比較を記載してございます。今後、学校施設の老朽化に伴いまして、改築時期のピークを迎えますので、これからは新たなエコスクールメニューを実施することで、さらなる財政負担の軽減を行ってまいります。

次、環境教育でございます。今後もエコスクールの基本理念を継承し、積極的に取り組んでまいります。

4つ目、管理・運用体制につきましては、既に設置しておりますナイトパーゴ、クールヒートトレンチ等につきましては、区職員や現場の教職員が、その設置目的や適切な管理手法、運転方法を十分に理解しておく必要があるため、「取り扱いマニュアル」を作成いたします。

最後に今後のスケジュールでございますが、ただいま開会中の区議会第2回定例会の文教委員会へこの報告をさせていただく予定でございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

幾つかの規模の大きい小学校の校長先生にお伺いしましたところ、児童数が多いと、校庭芝生化は1人あたりで非常に荒れるので難しいというお話でしたが、もう大体、芝生化は終わったと考えてもいいのですか。

学校整備課長 いえ、芝生化が終わったとは考えておりませんで、学校によって、それぞれ先生のお考えや、地域がどれくらいバックアップしてくれるかというのも違います。ですから、緑化というのは基本的には進めていきたいと思っておりますので、今、委員長おっしゃいましたような学校ごとに、児童数が多いところは荒れてしまって、また復活するのに時間がかかると、そういったところは、何か別の手法、例えば、全域やっていたものを部分的にやることで、それでも冷却効果はあるだろうとか、あるいは裸足になって、子ども達がそこでお弁当を食べたりとか、そういうこともできるだろうとか、そういったことのいろいろなメニューを考えながら進めていきたいというふうに考えております。

委員長 ありがとうございます。他に何かございますか。

(「なし」の声)

では、これは日常的なことですので、また伺う機会があると思います。

どうもありがとうございました。

次は、「すぎなみしゃべり場」ですね。「すぎなみしゃべり場」事業の運営委託についての説明を、生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは「すぎなみしゃべり場」事業の運営委託について、ご報告いたします。

平成 16 年度より、ボランティアの協力等によって運営をしてまいりました引きこもり支援の「すぎなみしゃべり場」事業について、今後は参加者が抱える複雑・繊細な課題に対応した、より専門的な支援を行っていくために、公募型プロポーザル方式によって、民間の専門事業者を「すぎなみしゃべり場運営業務委託選定委員会」において選定をいたしましたので、ご報告します。

まず 1、事業の概要でございますが、この事業は不登校、引きこもりの状態にある青少年の自己発見や自立を促すことを目的にしております。話し合いであるとかゲームなどを通して、人間関係づくりを学ぶ事業でございます。おおむね 16 歳から 35 歳の成年男女を対象に実施しております。

2 番目としまして、選定事業者はこちら記載がございます、一般社団法人とちぎ青少年自立援助センターというところでございます。代表理事、所在地などは記載のとおりです。主な実績としましては、厚生労働省の受託事業の若者サポートステーション、あるいは共同生活寮の運営、あと東京都の事業である家庭訪問支援の事業などを受託してございます。

3 番目、選定方法。こちらは選定委員会において書類審査をまず行いまして、次いでプレゼンテーション、ヒアリングの審査を行いました。その結果を総合的に評価しまして、上記事業者を選定したものでございます。なお、その選定の実施結果は、裏面の方に記載してございます。

最後に選定の経過等でございますが、この 4 月 9 日に公募を開始しまして、同じ 12 日に説明会を行いました。23 日に公募を閉め切りまして、4 月 25 日から 5 月 14 日まで第一次審査として書類審査を実施いたしました。なお、5 月 25 日に第二次審査を実施したものでございます。

今後ですが、6 月の中旬に契約の締結をいたしまして、6 月 19 日から新しい選定しました委託事業者による運営を開始する予定になってござ

います。

私からは以上の報告になります。

委員長 ただいまのご報告について、ご質問、ご意見ございましょうか。

対馬委員 すみません。しゃべり場って、参加者の人数はどのぐらいいらっしやるのですか。

生涯学習推進課長 平成 23 年度の実績でございますが、47 回開催しまして、延べ 278 名が参加してございます。

委員長 裏面の方に審査の経過がございまして、要するに、栃木の福祉社団法人というのはC社ということですか。

生涯学習推進課長 一番点数の良い。

委員長 635 という。

生涯学習推進課長 はい。635 のC社になります。

委員長 でも、割合遠いところから、栃木県でね。それで、東京事務所も調布という割合離れたところですけども、日常的な接触というのは多いのですか。折衝したりすることは。

生涯学習推進課長 今後、事業につきましては、打合せを細かくしながら進めていく予定でございますし、栃木県に本拠がありましても、調布に事業所がございまして、そちらと打合せ等は行っていきますので、スムーズにいくかと考えております。

委員長 そのしゃべり場というのは大体幾つあるのですか。

生涯学習推進課長 杉並で実施している事業としては、社会教育センターで実施しているこれだけです。

委員長 社会教育センター、セッション杉並のですね。

生涯学習推進課長 はい。セッション杉並を場所にして実施してございます。

委員長 そうですか。では、延べ何回もおやりになって、200 何十人来たのも、そのセッション杉並でおやりになった。

生涯学習推進課長 はい、そうです。

委員長 わかりました。他に何かございましてか。

(「なし」の声)

それでは、ありがとうございました。

では、この次が最後です。図書館サービスの変更についての説明を、

中央図書館次長からお願いいたします。

中央図書館次長 それでは、中央図書館から、図書館サービスの変更についてご報告いたします。

図書館では本年10月に、図書館システムの入れ替えを行いますが、新たなサービス提供が可能となるなど、これまでの利用者サービスに変更が生じます。そのため、システムの入れ替えを機に、利用者サービスの充実を図るとともに、これまでのサービス提供のあり方を見直し、サービスの適正化を図ることといたしました。

まず、新システム導入による利用者サービスの充実についてご説明いたします。図書館ホームページの充実により、記載のとおり、関心のある分野に関するキーワードや、好みの作家名等を登録しておくことにより、条件に合う本が図書館に所蔵された際、メールでお知らせするサービス、また、先々読みたい本をブックリストとして記録しておき、必要なときに予約ができるサービス等を実現してまいります。また、本の検索につきましても、書名や著者名等の一文字検索、ジャンルやテーマによる検索など、様々な方法で目的の本を探し出せるよう機能の向上を図ってまいります。

次に利用登録の見直しについてご説明いたします。これまで杉並区では図書館利用登録に際して、住所要件を設けず、だれでも登録できるものとしてまいりました。しかし、いずれの自治体においても図書館整備が進み、蔵書数も充実してきたことから、区内在住者を中心に据えたサービスへと変更することといたしました。

まず、利用登録の住所要件ですが、だれでも登録可能としてきたものを見直し、区内在住、在勤・在学者、及び杉並区に隣接する区、市の在住者に変更いたします。これは本の返却に要する督促事務等を確実にを行うためにも、利用者の居住地制限が必要と判断したためです。登録期間ですが、区内在住者については、現在の2年を見直し、5年間に延長いたします。これは区内在住の利用者に対して、特に負担軽減を目的として行うものです。また、図書館が所蔵していない本に対する購入希望への対応と、他の自治体から図書を借り受ける相互貸借については、だれでも利用可能としてきた内容を見直し、区内在住者だけが利用できるサ

ービスに変更することにより、サービス範囲の適正化を図ります。これは購入できる本の数には財政的にも、保存スペースにも限りがあること、相互貸借には自治体毎に利用できる冊数の割当てがあることから、区内在住者を優先する仕組みづくりが必要と判断したものです。

この度のサービス変更により、利用登録の対象外となる方に対しては、現在の登録が有効な期間中は、在勤、在学者、及び近隣自治体在住者と同様のサービスが利用できるよう、経過措置を設けます。

今後のスケジュールですが、サービスの変更について、7月からホームページ、広報紙、ポスター、チラシ等様々な媒体を活用し、図書館利用者への周知に努めてまいります。変更後のサービス提供開始は、10月の新システム稼働日に合わせて実施いたします。

ご報告は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

対馬委員 利用登録対象外という方はたくさんいらっしゃるのですか。

中央図書館次長 そんなにはいらっしゃらないです。

対馬委員 あと、区境に住んでいる方とか、そういう方なんか、もしかしたら不便に、例えば、中野区で杉並寄りの方とかは多少不便になるかなと。それぞれの自治体を使えばいいということですね。

中央図書館次長 ということです。

委員長 何かございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

それでは、どうもありがとうございました。

これで、本日の議題は全部終了いたしました。

教育人事企画課長 すみません。先ほどのご質問について、ご報告、回答申し上げます。

先ほどご質問で、本年度採用の学校司書のうち、司書教諭の免許を持っている人数はというご質問でした。調べまして22名中10名が司書教諭の免許を持っているということです。

以上、ご報告いたします。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、その問題はよろしゅうございますか。

(「なし」の声)

では、次回について、庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 次回の定例会でございますけれども、6月27日水曜日、午後2時から予定してございます。よろしくお願いいたします。

今日は遅くなりまして、申し訳ございませんでした。

委員長 それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。